

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本H-1
[江東区様式 00]		江東区健康センター			
施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 健康スポーツ公社事務局次長	氏名 伊藤 裕之	連絡先(内線等) 03-3647-5402	
	エネルギー管理担当者	所属・役職 健康センター所長 保健所地域保健課庶務係長	氏名 高橋 康夫 小杉 登	連絡先(内線等) 03-3647-5402 03-3647-9539	
基本情報	所在地	東陽 2-1-1			
	建物用途	健康増進施設及び事務所機能			
	利用者数	平日80人	休日110人		
	開設年度	S62 年度			
	建築(改築)年度	S62 年度			
	建物規模	地下0階	地上4階		
	建物構造	RC			
	敷地面積	7,842.27	m ²	特別養護老人ホーム江東ホームを含む	
	延床面積	3,705.73	m ²		
	施設内容	健康増進施設			
	併設施設	平成14年9月から2階に保健所が移設			
	備考				
契約電力	100	kW			
備概要	空調設備	パッケージエアコン	0.75w	33台	
	照明設備	4階会議室蛍光灯	0.04kw	64本	内半数を減
		3階トレーニングルーム水銀灯	0.7kw	14本	内半数を減
		4階会議室等	0.01kw	38本	LED電球へ交換
		街灯	0.01kw	16本	LED電球へ交換
その他主要設備	給湯器	5kw	5台		
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月1日	制定		高橋 康夫	伊藤 裕之
			制定年月日	平成24年3月1日	
			実施年月日	平成24年4月1日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[空調設備] 管理標準		整理番号 空調 1-1	
[江東区様式 01]		江東区健康センター			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 江東区健康センターに設置された空調設備に適用する。</p>					
項目	内 容		判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内 CO₂ 濃度の確保 1,000ppm 以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>		1 (1) ①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内 CO₂ 濃度 ・CO₂ 濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑤運転時間 ・運転開始：8時 ・運転停止：9時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録</p> <p>② 空調時間</p>		1 (1) ②7	・項目 2 6、 ・頻度 6 回 / 1 日	作業日誌 (空調関係)
保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のカールの除去、冷媒量の点検</p> <p>② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>		1 (1) ③7	・2 回 / 1 年	清掃作業 日誌
新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断</p> <p>② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>		1 (1) ④1		チーム江東・環境配慮推進計画
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		高橋 康夫	伊藤 裕之
			制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日	
			実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[照明設備] 管理標準	整理番号
		照明 1-1

[江東区様式 02]	江東区健康センター
------------	-----------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

江東区健康センターに設置された照明設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>1. JIS規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす <事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋></p> <p>① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する ・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う ・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う ・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する ・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する 	1(3)①ア	JIS規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所
			1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用
計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ (JIS C7612 に準ずる高さ) 室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする</p>	1(3)②	・ 随時	記録簿
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的にランプ、照明器具の清掃を行う 	1(3)③ア	・ 2回/1年	清掃作業日誌
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED照明やHf型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える 	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定	高橋 康夫	伊藤 裕之

	制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日
	実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器] 管理標準		整理番号 事務 1-1	
[江東区様式 03]		江東区健康センター			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 江東区健康センターに設置された事務用機器に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする ・ 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を消すなど電力消費の低減に努める ・ 稼働機器は、節電モードを機能させる ・ パソコンのディスプレイの輝度調整を 100%から 40%へ設定変更する ・ コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める ・ 20 枚以上を超える紙の、簡易印刷機の使用の励行 	1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録					
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ手定期的に保守及び点検を行う 	1(6)②			
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネバリエーション製品）の導入を図る ② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る 	1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 1 日	制定		高橋 康夫	伊藤 裕之
		制定年月日	平成 24 年 3 月 1 日		
		実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本H-2
[江東区様式 00]		深川南部保健相談所			
施設管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 深川南部保健相談所長	氏名 尾本 由美子	連絡先(内線等) 03-5632-2291	
	エネルギー管理担当者	所属・役職 深川南部保健相談所管理係長	氏名 川口 敏功	連絡先(内線等) 03-5632-2291	
基本情報	所在地	江東区枝川1-8-15-102			
	建物用途	保健相談所			
	利用者数	平日最大200人 休日最大70人			
	開設年度	H.4 年度			
	建築(改築)年度	H.4 年度			
	建物規模	地下0階 地上14階			
	建物構造	SRC			
	敷地面積	6,249.9 m ²			
	延床面積	2,139.0 m ²			
	施設内容	都営枝川1丁目第2アパート15号棟1,2階部分			
	併設施設				
	備考				
契約電力	80 kW				
設備概要	空調設備	パッケージエアコン	14kW	2台	
		パッケージエアコン	22.4kW	2台	
		パッケージエアコン	28kW	2台	
		パッケージエアコン	2.2kW	5台	
		パッケージエアコン	2.8kW	3台	
		パッケージエアコン	3.6kW	10台	
		パッケージエアコン	4.5kW	13台	
		パッケージエアコン	3.0kW	2台	
	照明設備	蛍光灯ツイン	32W	300台	
	その他主要設備	エレベーター	15kW	1台	
冷凍冷蔵庫		1240W	2台		
冷凍冷蔵庫		500W	6台		
ガス直焚きバック型吸収冷温機			176kW		
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月2日	制定		川口 敏功	尾本 由美子
			制定年月日	平成24年3月2日	
			実施年月日	平成24年4月1日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[空調設備] 管理標準		整理番号 空調H-2	
[江東区様式 01]		深川南部保健相談所			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 深川南部保健相談所に設置された空調設備に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内CO₂濃度の確保 1,000ppm以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>	1 (1) ①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>②温度設定 ・夏季冷房：28℃ ・冬季暖房：20℃</p> <p>③室内CO₂濃度 ・CO₂濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑤運転時間 ・運転開始： 8時 ・運転停止：17時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画	
	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録</p> <p>② 空調時間</p>	1 (1) ②7	・項目、頻度	記録簿	
	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器の汚れの除去、冷媒量の点検</p> <p>② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>	1 (1) ③7	・1回/2月	記録簿	
	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断</p> <p>② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮</p>	1 (1) ④1		チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月2日	制定		川口 敏功	尾本 由美子
		制定年月日	平成24年3月2日		
		実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[照明設備] 管理標準		整理番号	
[江東区様式 02]		深川南部保健相談所			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 深川南部保健相談所に設置された照明設備に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>1. JIS規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす <事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋></p> <p>① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx</p> <p>2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する ・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う ・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う ・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する ・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する 	1(3)①ア	JIS規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所	
	<p>・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する</p> <p>・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う</p> <p>・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う</p> <p>・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する</p> <p>・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する</p>	1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録	<p>照度の計測記録</p> <p>① 予め測定点を定めて照度を測定・記録</p> <p>② 計測高さ (JIS C7612 に準ずる高さ)</p> <p>室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする</p>	1(3)②	・1回/年	記録簿	
保守点検	<p>照明器具及び光源の清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にランプ、照明器具の清掃を行う 	1(3)③ア	・2回/年	記録簿	
新設措置	<p>照明器具の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED照明やHf型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える 	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成24年3月2日	制定		川口 敏功	尾本 由美子
		制定年月日	平成24年3月2日		
		実施年月日	平成24年4月1日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		[事務用機器] 管理標準		整理番号 事務H-2	
[江東区様式03]		深川南部保健相談所			
<p>1. 目的 このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする</p> <p>2. 適用範囲 深川南部保健相談所に設置された事務用機器に適用する。</p>					
項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル	
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする ・ 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を 消す など電力消費の低減に努める ・ 稼働機器は、節電モードを機能させる ・ パソコンのディスプレイの輝度調整を 100%から 40%へ設定変更する ・ コンセントからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める ・ 20 枚以上を超える紙の、簡易印刷機の使用の励行 	1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
計測記録					
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ手定期的に保守及び点検を行う 	1(6)②			
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネパワリング制度等の環境パワリング製品）の導入を図る ② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る 	1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画	
改訂履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 2 日	制定		川口 敏功	尾本 由美子
		制定年月日	平成 24 年 3 月 2 日		
		実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		施設基本情報・設備概要			整理番号 基本II-3
[江東区様式 00]		城東南部保健相談所			
施設 管理者	エネルギー管理責任者	所属・役職 城東南部保健相談所長	氏名 中橋 猛	連絡先（内線等） 03-5606-5001	
	エネルギー管理担当者	所属・役職 城東南部保健相談所管理係長	氏名 向山 茂	連絡先（内線等） 03-5606-5001	
基本 情報	所在地	南砂4-3-10			
	建物用途	保健相談所			
	利用者数	平日最大 150 人	休日最大 50 人		
	開設年度	H. 8 年度			
	建築(改築)年度	H. 7 年度			
	建物規模	地上 5 階			
	建物構造	R C			
	敷地面積	1,245.3	m ²		
	延床面積	1,708.7	m ²		
	施設内容				
	併設施設	第三あすなろ作業所			
	備考				
	契約電力	157	kW		
設備 概要	空調設備	パッケージエアコン 27kW	1 台		
	照明設備	蛍光灯ツイン 32W 他	505 台		
	その他主要設備	エレベーター 4.6kW	2 台		
改訂 履歴	改訂年月日	改訂内容		作成	承認
	平成 24 年 3 月 6 日	制定		向山 茂	中橋 猛
			制定年月日	平成 24 年 3 月 6 日	
			実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[空調設備] 管理標準	整理番号
		空調 H-3

[江東区様式 01]	城東南部保健相談所
------------	-----------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

城東南部保健相談所に設置された空調設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、空調設備の効率向上を図る</p> <p>空調運転時は、ブラインドやカーテンの管理等による負荷の軽減を図ると共に、以下の項目の通り、使用状況に応じた設備の運転時間や設定温度の設定、換気等を行う</p> <p>① 中間期（春・秋）の管理 原則、空調を停止し、主として外気冷房を行う</p> <p>② 空調の温度設定 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に基づいて設定した「チーム江東・環境配慮推進計画」の内容に準ずる</p> <p>③ 室内 CO₂ 濃度の確保 1,000ppm 以下を確保できる範囲で、窓の開閉や換気扇の活用により外気量を調整する</p> <p>④ 運転開始時の留意点 予冷・予熱時は外気をカットして行う</p> <p>⑤ 運転時間の短縮 運転開始・停止時刻を予め設定し、室内および外気温度を勘案しながら、運転時間の短縮に努める</p>	1 (1) ①7	<p>管理基準は原則「チーム江東・環境配慮推進計画」の記載に準じる。但し運転時間等の詳細については、施設毎の運用実態を踏まえ、各施設でこれを設定する。</p> <p>② 温度設定 ・ 夏季冷房：28℃ ・ 冬季暖房：20℃</p> <p>③ 室内 CO₂ 濃度 ・ CO₂ 濃度： 800～1,000ppm</p> <p>⑤ 運転時間 ・ 運転開始：8時 ・ 運転停止：17時</p>	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録	<p>効率の監視、改善に必要なデータの把握</p> <p>① 空調区画ごとの室内温度、湿度等の計測記録 ② 空調時間</p>	1 (1) ②7	・ 項目、頻度	記録簿
保守点検	<p>効率の維持向上対応</p> <p>① フィルターの清掃・交換、凝縮器のカールの除去、冷媒量の点検 ② ファン及びコイルの清掃、ダンパの点検</p>	1 (1) ③7	・ 1回/2月	記録簿
新設措置	<p>空調設備の選択</p> <p>① 新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断 ② 特定機器に該当する場合は、製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮</p>	1 (1) ④7		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
		平成 24 年 3 月 6 日	制定	向山 茂

	制定年月日	平成 24 年 3 月 6 日
	実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[照明設備] 管理標準	整理番号
		照明 11-3

[江東区様式 02]	城東南部保健相談所
--------------	-----------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

城東南部保健相談に設置された照明設備に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	1. JIS 規格における「推奨照度」参考に、過剰・不要な照明をなくす <事務所、作業領域又は活動領域の推奨照度 抜粋> ① 事務室 : 750 Lx ② 会議室、応接室 : 500 Lx ③ 受付、食堂 : 300 Lx ④ トイレ : 200 Lx ⑤ 倉庫 : 100 Lx	1(3)①ア	JIS 規格の推奨照度を著しく超える照明については、これを是正する	JIS Z9110:2010 5.3 事務所
	2. 運用管理により、過剰・不要な照明をなくす ・昼休み及び業務時間外における不必要な照明の消灯を徹底する。廊下・ロビーなど共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯する ・終業時に消灯可能な照明の電源を把握し、退庁時の電源オフを徹底する。また、組織改正等により職場レイアウトを変更した場合には、速やかに消灯可能な照明の見直しを行う ・照明効果を考慮し蛍光灯管の間引きを行う ・晴天時、可能な場合に窓側の照明を消灯する ・駐車場、通路等の照明箇所、ライトアップ箇所を削減する	1(3)①ア	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録	照度の計測記録 ① 予め測定点を定めて照度を測定・記録 ② 計測高さ (JIS C7612 に準ずる高さ) 室内は床上 80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm 以内 通路は床上 15cm 以下とする	1(3)②	・1回/年	記録簿
保守点検	照明器具及び光源の清掃 ・定期的にランプ、照明器具の清掃を行う	1(3)③ア	・2回/年	記録簿
新設措置	照明器具の選択 ・庁舎等の区有施設で使用している白熱電球については全廃し、LED 照明や Hf 型照明、電球型蛍光灯等のより消費電力の少ないものへ切り替える	1(3)④ア		チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成 24 年 3 月 6 日	制定		向山 茂

制定年月日	平成 24 年 3 月 6 日
実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準	[事務用機器] 管理標準	整理番号 事務 11-3
--------------------------	--------------	-----------------

[江東区様式 03]	城東南部保健相談所
------------	-----------

1. 目的

このエネルギー管理標準は、省エネルギー法第4条並びに告示「判断基準」に基づき、運転管理、計測記録、保守点検、新設措置を適切に行い、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする

2. 適用範囲

城東南部保健相談所に設置された事務用機器に適用する。

項目	内 容	判断基準 番号	管理基準	参照 マニュアル
運転管理	<p>運用管理により、不要運転等をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休みや離席時などは、パソコンをこまめにシャットダウンする ・ 退庁時には、プリンタ等の OA 機器や電気ポット等の電源を 消すなど電力消費の低減に努める ・ 稼働機器は、節電モードを機能させる ・ パソコンのディスプレイの輝度調整を 100%から 40%へ設定変更する ・ インソトからプラグを抜くなど、待機電力低減に努める ・ 20 枚以上を超える紙の、簡易印刷機の使用の励行 	1(6)①	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画
計測記録				
保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ手定期的に保守及び点検を行う 	1(6)②		
新設措置	<p>事務用機器の選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー効率の高い製品（トップランナーレベル、省エネパリング制度等の環境パリング製品）の導入を図る ② 施設や部屋の大きさにあった適性規模の機器の導入を図る 	1(6)③	「チーム江東・環境配慮推進計画」に準じた運用	チーム江東・環境配慮推進計画

改訂履歴	改訂年月日	改訂内容	作成	承認
	平成 24 年 3 月 6 日	制定	向山 茂	中橋 猛

	制定年月日	平成 24 年 3 月 6 日
	実施年月日	平成 24 年 4 月 1 日